

○個人情報の保護に関する法律

平成二十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- 個人情報保護法に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成三〇年法律第六五号) 本則 一条、三、五、三、五、三〇まで施行
- 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二八年法律五五号) 附則六条、平成二九・一・一、二、六まで施行

(定義)

- ① この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものの他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを指すをいう。
- ② (改正により追加)
- ③ この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
- ④ (改正後)
- ⑤ (修正後)
- ⑥ (改正後)
- ⑦ (改正後)
- ⑧ (改正後)

(法制上の措置等)

- ① 本法は、個人情報の性質及び利用方法にかかわらず、個人の権利利益を保護を図るため特にその適正な取扱いを確保し、個人情報の取扱いに必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- ② (改正後)
- ③ (改正後)
- ④ (改正後)
- ⑤ (改正後)
- ⑥ (改正後)
- ⑦ (改正後)
- ⑧ (改正後)

第二章(略)

第三章(略)

第四章(略)

第五章(略)

第六章(略)

第七章(略)

第八章(略)

第九章(略)

第十章(略)

- ① (一五) 略
- ② 六個人情報取扱事業者及び第四十条第一項に規定する認定個人情報保護団体は、講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- ③ (七、八) 略
- ④ (略)

(利用目的の特定)

- ① (一五) 略
- ② 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。
- ③ (一五) 略
- ④ (略)
- ⑤ (改正後)
- ⑥ (改正後)

(適正な取得)

- ① (一五) 略
- ② (改正後)
- ③ (改正後)
- ④ (略)
- ⑤ (改正後)
- ⑥ (改正後)

(取得に際しての利用目的の通知等)

- ① (一五) 略
- ② 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴つて契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の電子的方法によるものを含む)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤ (改正後)
- ⑥ (改正後)

(データの正確性の確保)

- ① (一五) 略
- ② 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤ (改正後)
- ⑥ (改正後)

(第三者提供の制限)

- ① (一五) 略
- ② 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて、当該本人が識別される個人データの提供を拒否し得ることを定めなければならない。ただし、次に掲げる事項については、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合は、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- ③ (一、二) 略
- ④ (略)
- ⑤ (改正後)
- ⑥ (改正後)

(個人情報取扱事業者者)

- ① (一五) 略
- ② (改正後)
- ③ (改正後)
- ④ (略)
- ⑤ (改正後)
- ⑥ (改正後)

- ① (一五) 略
- ② (改正後)
- ③ (改正後)
- ④ (略)
- ⑤ (改正後)
- ⑥ (改正後)

(訂正等)

- ① (一五) 略
- ② 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される個人データの内容が事実でないという理由によつて当該個人情報データベースの内容が訂正を求められ、その内容の訂正等について他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要調査を行い、その結果に基づき、当該個人データの訂正等を行うべき結果を通知する(改正後)
- ③ 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた訂正等を行い、遅滞なく、その旨を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき、又は訂正等を行つたときは、その内容を通知しなければならない(改正後)
- ④ (改正後)
- ⑤ (改正後)
- ⑥ (改正後)

(利用停止等)

- ① (一五) 略
- ② 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される個人データが第十七条の規定に違反し、取り扱われているという理由によつて、当該規定に違反して取得したものである場合であつて、以下二つの条において「利用停止等」という言葉を求められた場であつて、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の個人データの利用停止等を行うことが困難な場合であつて、本項の権利利益を保護するに必要かつ適切な措置をとるときは、この限りでない(改正後)
- ③ (改正後)
- ④ (改正後)
- ⑤ (改正後)
- ⑥ (改正後)

(開示)

- ① (一五) 略
- ② 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される個人データの開示を当該本人が識別される個人データが存在しなるときは、本人に知らせる方法(以下「開示」といふ)により、遅滞なく、当該個人データを開示しなければならない。ただし、開示することによる本人の利益が当該個人データの全部又は一部を開示することを超えるときは、本人は、本人に全部又は一部を開示しない旨を通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき、又は開示を行つたときは、その内容を通知しなければならない(改正後)
- ③ (改正後)
- ④ (改正後)
- ⑤ (改正後)
- ⑥ (改正後)

(保有個人データに関する公等)

- ① (一五) 略
- ② (改正後)
- ③ (改正後)
- ④ (略)
- ⑤ (改正後)
- ⑥ (改正後)

(罰則)

- ① (一五) 略
- ② (改正後)
- ③ (改正後)
- ④ (略)
- ⑤ (改正後)
- ⑥ (改正後)

(罰則)

- ① (一五) 略
- ② (改正後)
- ③ (改正後)
- ④ (略)
- ⑤ (改正後)
- ⑥ (改正後)

- ① (一五) 略
- ② (改正後)
- ③ (改正後)
- ④ (略)
- ⑤ (改正後)
- ⑥ (改正後)

(罰則)

- ① (一五) 略
- ② (改正後)
- ③ (改正後)
- ④ (略)
- ⑤ (改正後)
- ⑥ (改正後)

(罰則)

- ① (一五) 略
- ② (改正後)
- ③ (改正後)
- ④ (略)
- ⑤ (改正後)
- ⑥ (改正後)

(罰則)

- ① (一五) 略
- ② (改正後)
- ③ (改正後)
- ④ (略)
- ⑤ (改正後)
- ⑥ (改正後)

(罰則)

- ① (一五) 略
- ② (改正後)
- ③ (改正後)
- ④ (略)
- ⑤ (改正後)
- ⑥ (改正後)

(罰則)

- ① (一五) 略
- ② (改正後)
- ③ (改正後)
- ④ (略)
- ⑤ (改正後)
- ⑥ (改正後)

(罰則)

- ① (一五) 略
- ② (改正後)
- ③ (改正後)
- ④ (略)
- ⑤ (改正後)
- ⑥ (改正後)

て、本人の権利利益を保護するため必要と認められるべき措置をとるときは、この限りでない。(改正後の④)

③ 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有データのうち全部若しくは一部について利用停止等を行わなければならない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。(改正後の⑤)

理由の説明

第八條 個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置と異なる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう求めなければならない。(改正後の第三條)

開示等の求めに関する手続

第九條 個人情報取扱事業者は、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は前条第三項の規定により、第二項の規定による求め、以下その条において「開示等の求め」という。)に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。(改正後の第二條)

② 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該提示を個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置を講じなければならない。

③ 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

④ 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担課することを認めない。配慮しなければならない。

(改正後の第二條)

手数料

第十條 個人情報取扱事業者は、第二十四条第一項の規定による利用目的の通知は第二十五条第一項の規定による開示の求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴取することができる。(改正後の第三條)

新第四條 (改正により追加)

第三條 略、改正後の第五條

第四節

第三九條 改正により追加

識別行為の禁止

第三八條 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述を特定し、又は本人識別符号若しくは第三十六条第一項の規定により行われた加工の方法その他の情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

報復の徴収

第三九條 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な程度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告を怠る者(改正後の第四條)

助言

第四〇條 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な程度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。(改正後の第四條)

勧告及び命令

第四一條 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第三十六条から第三十七条まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条第三項の規定に違反した場合において、個人情報の権利利益を保護するために必要と認めるときは、当該個人情報の取扱いに必要と認めるときは、当該違反行為の中止その他違反を防止するために必要な措置を講ずるべきことを命ずることができる。

② 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、個人の重大な権利利益の侵害が迫っていると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

③ 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第三十六条、第十七条、第二十一条から第二十三条まで又は第二十一条第三項の規定に違反した場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改正後の第四二條)

主務大臣の権限の行使の制限

第四三條 主務大臣は、前二条の規定により個人情報取扱事業者に対し、報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

② 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第六十六条第一項各号に掲げる者、それと当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(改正後の第四三條)

新第四四條 第四五條 (改正により追加)

主務大臣

第三六條 ① この節の規定にける主務大臣は、次のおりとする。ただし、内閣府主務大臣は、この節の規定の旨たるため、必要があると認めるときは、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いの目的等特定の個人を特定する者、特定の大員又は個人情報公安委員会(以下「大臣等」という。)を主務大臣に指定することができる。

② 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち、雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣、船舶の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣及び当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等、

③ 各主務大臣は、この節の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。(改正により附則)

(改正後の第四六條)

第二節 略、改正後の第四四條

(認定)

第三七條 ① 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行うとす法人(以下「認定団体」という。)を認定する。その認定を受ける者は、次条第二号において同じ。主務大臣の認定を受けなければならない。一 業務の対象となる個人情報取扱事業者以下「対象事業者」という。)の個人情報の取扱いに関する第四十條の規定

による苦情の処理

二 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

② 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に申請しなければならない。

③ 主務大臣は、第一項の認定をたるときは、その旨を公示しなければならない。(改正後の第四七條)

欠格事項

第一八條 (柱書略)

一 第四八条第二項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

二 第四八条第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 犯罪歴以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 第四十八条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消の日から三十日以内にその役員であった者でその取消の日から二年を経過しない者

(改正後の第四八條)

認定の基準

第九條 主務大臣は、第三十七條第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしない。

一 第三十七條第二項号に掲げる業務を適正かつ確実に履行し、必要な業務の実施の方法が定められているものであること

二 第三十七條第三項各号に掲げる業務を適正かつ確実に履行し、必要な知識及び能力並びに合理的基礎を有するものであること

三 第三十七條第四項各号に掲げる業務を行っていない場合があるときは、その業務を行うことにより同項号に掲げる業務が不正にならざるおそれがないものであること

(改正後の第四九條)

廃止の届出

第十條 ① 第三十七條第一項の認定を受けた者(以下「認定個人情報保護団体」という。)は、その認定に係る業務(以下「認定業務」という。)を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめその旨を主務大臣に届け出なければならない。主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（改後の第三〇条）

（対象事業者）
第四十条 認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者又は認定業務の対象となることにならぬ同意を得た個人情報取扱事業者を対象事業者としなければならない。

（改後の第二一条）

（苦情の処理）
第四十一条 認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者の個人情報取扱いに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出に必要な助言をあたふたに事情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

（改後の第二二条）

（個人情報保護指針）
第四十二条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じ手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿つた指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成し、公表するよう努めなければならない。

（改後の第二三条）

（認定個人情報保護指針）
第四十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じ手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿つた指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成し、公表するよう努めなければならない。

（改後の第二四条）

（報告の取扱い）
第四十四条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関する報告をさせることができる。（改後の第二六条）

（命令）

（認定の取消し）
第四十五条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体の前記の認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとる旨を命ずることができる。（改後の第二七条）

（全部改正）

第七十八号又は第二号に該当するに至つたとき。
第三十九号各号のいずれかに適合しなくなつたとき。
第四十四号の規定に違反したとき。

五 不正の手段により第七十七条第一項の認定を受けたとき、
主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
（改後の第五八条）

（全部改正）

第七十八号又は第二号に該当するに至つたとき、
第三十九号各号のいずれかに適合しなくなつたとき。
第四十四号の規定に違反したとき。

（全部改正）

第七十八号又は第二号に該当するに至つたとき、
第三十九号各号のいずれかに適合しなくなつたとき。
第四十四号の規定に違反したとき。

（全部改正）

第七十八号又は第二号に該当するに至つたとき、
第三十九号各号のいずれかに適合しなくなつたとき。
第四十四号の規定に違反したとき。

（全部改正）

第七十八号又は第二号に該当するに至つたとき、
第三十九号各号のいずれかに適合しなくなつたとき。
第四十四号の規定に違反したとき。

（全部改正）

第七十八号又は第二号に該当するに至つたとき、
第三十九号各号のいずれかに適合しなくなつたとき。
第四十四号の規定に違反したとき。

（全部改正）

第七十八号又は第二号に該当するに至つたとき、
第三十九号各号のいずれかに適合しなくなつたとき。
第四十四号の規定に違反したとき。

（全部改正）

第七十八号又は第二号に該当するに至つたとき、
第三十九号各号のいずれかに適合しなくなつたとき。
第四十四号の規定に違反したとき。

（全部改正）

第七十八号又は第二号に該当するに至つたとき、
第三十九号各号のいずれかに適合しなくなつたとき。
第四十四号の規定に違反したとき。

（全部改正）

第七十八号又は第二号に該当するに至つたとき、
第三十九号各号のいずれかに適合しなくなつたとき。
第四十四号の規定に違反したとき。

（全部改正）

特定個人情報保護指針（番号利用法第二十六條第一項に規定する特定個人情報保護指針をいう。）に関すること、改正後の第五八条第一項

改正後の第六二条

改正後の第六九条

改正後の第七二条

改正後の第七七条

改正後の第八二条

改正後の第八七条

改正後の第九二条

改正後の第九七条

改正後の第一〇二条

改正後の第一〇七条

改正後の第一一二条

改正後の第一二七条

改正後の第一三二条

改正後の第一三九条

改正後の第一四四條

改正後の第一五〇条

改正後の第一五五條

改正後の第一六〇条

改正後の第一六五條

改正後の第一七〇条

改正後の第一七五條

改正後の第一八〇条

改正後の第一八五條

（全部改正）

特定個人情報保護指針（番号利用法第二十六條第一項に規定する特定個人情報保護指針をいう。）に関すること、改正後の第五八条第一項

改正後の第六二条

改正後の第六九条

改正後の第七二条

改正後の第七七条

改正後の第八二条

改正後の第八七条

改正後の第九二条

改正後の第九七条

改正後の第一〇二条

改正後の第一〇七条

改正後の第一一二条

改正後の第一二七条

改正後の第一三二条

改正後の第一三九条

改正後の第一四四條

改正後の第一五〇条

改正後の第一五五條

改正後の第一六〇条

改正後の第一六五條

改正後の第一七〇条

改正後の第一七五條

改正後の第一八〇条

改正後の第一八五條

（全部改正）

特定個人情報保護指針（番号利用法第二十六條第一項に規定する特定個人情報保護指針をいう。）に関すること、改正後の第五八条第一項

改正後の第六二条

改正後の第六九条

改正後の第七二条

改正後の第七七条

改正後の第八二条

改正後の第八七条

改正後の第九二条

改正後の第九七条

改正後の第一〇二条

改正後の第一〇七条

改正後の第一一二条

改正後の第一二七条

改正後の第一三二条

改正後の第一三九条

改正後の第一四四條

改正後の第一五〇条

改正後の第一五五條

改正後の第一六〇条

改正後の第一六五條

改正後の第一七〇条

改正後の第一七五條

改正後の第一八〇条

改正後の第一八五條

いるときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。
